

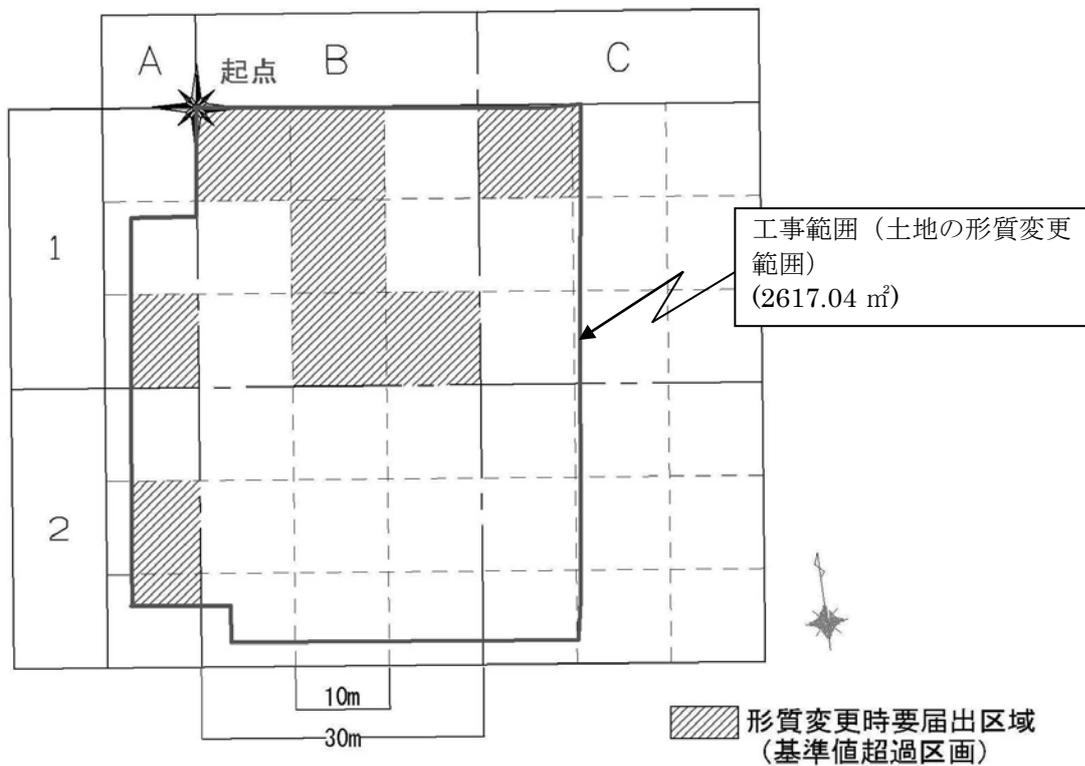
図.1 調査対象位置図

(住居表示：大阪市住吉区杉本3丁目3番138号大阪市立大学内)



国土地理院「電子国土ポータル」

図.2 形質変更時要届出区域の範囲



(9 単位区画：776.26 m²)

図.3 地下水調査地点図



国土地理院「電子国土ポータル」

(参 考)

◇ 土壤汚染対策法では、基準として、汚染物質が溶出した地下水等を飲用することを想定した「土壤溶出量基準値」と汚染土壤を直接摂取することを想定した「土壤含有量基準値」が定められています。

◆ **土壤溶出量基準とは。**

土壤汚染があった場合には、土壤中の有害物質が地下水に溶け込み、この地下水を飲むことにより、健康に影響を及ぼすおそれが考えられます。

土壤溶出量基準とは、このような地下水経由の健康影響を防ぐために定められているもので、「体重50kgの人が70年間、毎日2Lの地下水を飲んで10万人に1人に影響が出る可能性のある濃度」と極めて低い濃度に設定されています。

◆ **土壤含有量基準とは。**

地表面の汚染土壤が、砂ぼこりなどとして口に入ったり、子供の土遊びにより誤って土が口に入ることなどにより健康に影響を及ぼすおそれが考えられます。

土壤含有量基準とは、このような汚染土壤の直接摂取による健康影響を防ぐために定められているもので、「汚染土壤の上に70年間居住し、6歳まで毎日200mg、6歳から70歳まで毎日100mgの物質を含む土を食べたとして影響を及ぼす可能性のある濃度」と極めて低い濃度に設定されています。

出典：水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第一次答申）（平成16年2月）中央環境審議会

土壤の直接摂取によるリスク評価等について（平成13年8月）土壤の含有量リスク評価検討会